| 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書 | 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書 |
|---|---|
| 中期計画に定めた項目 | 中期計画に定めた項目 |
| 一　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>イ　中期目標及び中期計画の実施状況<br>ロ　当該期間における業務運営の状況<br>ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値<br>ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報<br>二　当該項目が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる事業の実績について事業団が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>イ　評定及び当該評定を付した理由<br>ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策<br>ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況 | 一　該業務の実績は、当該項目が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>イ　中期目標及び中期計画の実施状況<br>ロ　当該期間における業務運営の状況<br>ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値<br>ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報<br>二　当該項目が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について事業団が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>イ　評定及び当該評定を付した理由<br>ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策<br>ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況 |

2　事業団は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第九条から第十一条までを削る。

第八条中「第二十六条において」の下に「読み替えて」を加え、同条を第十九条とする。

第七条中「において」の下に「読み替えて」を加え、「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に、「主務省令」を「文部科学省令」に改め、同条を第十八条とする。

第六条第一項中「において」の下に「読み替えて」を加え、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条第二項中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条を第十七条とする。

第五条中「法第二十五条第四項の文部科学省令で定める」を削り、「すべき事項」の下に「として法第二十五条第五項において読み替えて準用する同条第四項第一号で定める共済業務の方法」を加え、「掲げる事項」の下に「ごとに記載するもの」を加え、同条を第十六条とする。

第四条中「日本私立学校振興・共済事業団法（以下「法」という。）第二十五条第四項の文部科学省令で定める」を削り、「は、次の各号に掲げるとおり」を「として法第二十五条第四項第一号で定める助成業務の方法は、次に掲げる事項ごとに記載するもの」に改め、同条第一号中「日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）」を「事業団」に改め、同条第九号中「事業団の」を「助成」に改め、同条を第十五条とする。

第三条を第十四条とし、第二条を第十三条とする。

第一条中「日本私立学校振興・共済事業団法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に、第一条から第十一条として次の十一条を加える。

（監査報告書の作成）

**第一条**　日本私立学校振興・共済事業団法（以下「法」という。）第十一条第三項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の役員及び職員

二　前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、事業団の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　事業団の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　事業団の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　事業団の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告書を作成した日